

見附市消防本部との 「火災予防啓発の連携に関する協定」の締結について

2020年4月3日
北陸ガス株式会社

北陸ガス株式会社は新たに見附市消防本部と「火災予防啓発の連携に関する協定」を4月1日に締結しました。消防本部との協定は、新潟市、長岡市、柏崎市および三条市に続いて5例目となります。本協定に基づき、当社は住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理を啓発するチラシを作成・活用し、住宅用火災警報器の普及促進に努め、設置から10年が経過した住宅用火災警報器の取り替えの促進などに取り組んでまいります。

住宅用火災警報器は、煙や熱を検知して警報音などで知らせてくれるため、早期の消火や逃げ遅れの防止に役立つことから、消防法によりすべての住宅で設置が義務づけられています^{※1}。また電池切れや機器の寿命などで正常に作動しなくなることがあるため、設置から10年^{※2}での取り替えが推奨されており、住宅用火災警報器の普及拡大とともに、交換期限が過ぎた機器の確実な取り替えが課題となっております。

※1 2006年6月より新築住宅での設置が義務化されました。既築住宅においても、見附市火災予防条例により、2011年6月から設置が義務付けられています。

※2 機種により交換時期が5年のタイプもあります。

当社では見附地区のガス事業運営開始に伴い、4月1日より煙のみ検知するベーシックタイプの住宅用火災警報器をはじめ、火災の初期段階で発生する一酸化炭素（以下、CO）も検知できる警報器や、火災（煙）・CO・ガス漏れの検知ができる複合タイプの警報器の販売・リースを開始しました。当社から販売したお客さまにつきましては、交換期限を管理し期限満了前にハガキでお知らせいたします。

当社は今後も、住宅用火災警報器の普及や取り換えの促進に取り組むことで、お客さまの安心・安全な暮らしに貢献していきます。

<「火災予防啓発の連携に関する協定」の概要>

- (1) 住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理を啓発するための広報資料の制作
- (2) (1)の広報資料の掲示、配布等による火災予防広報並びに住宅用火災警報器の設置維持管理状況確認
- (3) (2)における啓発数等の実施状況についての情報共有
- (4) その他、双方の協議により実施する火災予防広報

以上



北陸ガス株式会社は、SDGsの達成に関連するプレスリリースには「SDGsの目標アイコン」を明示し、積極的に取り組んでまいります。

<お問い合わせ先>

北陸ガス株式会社 企画グループ 担当 本間（025-245-2214）